

令和8年度 すまいるスクール補償制度のご案内

*本補償制度は、Chubb損害保険株式会社の「団体総合補償制度費用保険・行事参加者補償制度費用保険特約/施設所有(管理)者賠償責任保険」により運営しております。

すまいるスクール補償制度とは・・・

すまいるスクール活動中における様々なリスクに備える総合補償制度で、災害補償制度(おケガ等の補償)と賠償金補償制度の2つで構成されています。災害補償制度は、すまいるスクールに参加する児童のケガと特定疾病※を補償します。

賠償金補償制度は、すまいるスクールの運営上、参加する児童や第三者への法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償します。

※特定疾病とは以下の病気をいいます。急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患 / くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患 / 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患 / 細菌性食中毒 / 日射病および熱射病等の熱中症 / 低体温症 / 脱水症

補償内容

補償対象範囲			補償金額	
(1) おケガ等の補償	災害死亡補償金		傷害事故	1,000万円
			特定疾病	100万円
	後遺障害補償金		傷害事故	最高1,000万円
			特定疾病	最高 100万円
	療養補償金 *手前補償金は入院補償金を支払う場合、入院口額を基礎として手術の種類に応じて10・20・40倍を乗じた金額をお支払いします。	入院日額 (1日あたり)	傷害事故	4,500円 (180日以内)
			特定疾病	450円 (180日以内)
		通院日額 (1日あたり)	傷害事故	2,000円 (90日以内)
			特定疾病	200円 (90日以内)
(2)	賠償責任の補償金		身体に対する補償 (支払限度)	1名につき1億円 1事故につき3億円 自己負担金額 なし
			財物に対する補償 (支払限度)	1事故につき 1000万円 自己負担金額 なし

※入院、通院とも1日目から補償金支払いの対象となります。

*保険期間 団体総合補償制度費用保険 令和8年4月1日午前0時 ~ 令和9年3月31日午後12時
施設所有(管理)者賠償責任保険 令和8年4月1日午後4時 ~ 令和9年4月1日午後4時

補償金事故例

- 1) 校庭で滑って、手首を捻挫し通院した。
- 2) 校庭で遊んでいて、熱中症で倒れ病院へ運ばれた。
- 3) 自宅からの往復中に転倒し足を捻挫し通院した。
- 4) 地震で教室の天井が崩れ、下敷きになり顔面を強打、入院した。
(賠償金補償制度は対象外)
- 5) 一緒に遊んでいた子どもの眼鏡を誤って壊した。
- 6) 校庭で誤って蹴ったボールが隣の家の窓ガラスを割った。

補償金をお支払いできない主な事例

- 1) 石につまずき、自分の眼鏡が壊れてしまった。
- 2) 成長痛の痛みに耐えられず、通院した。
- 3) 同じスポーツに参加している子どもの眼鏡を壊した。

補償の対象は、すまいるスクール活動に参加中および自宅との往復途上に限定されます。

従いまして、自宅内での事故や、学校活動中の事故は補償の対象になりませんので、ご注意ください。

詳細につきましては事務代行会社までお問い合わせください。

賠償事故が発生した場合には、以下の項目についてご確認ください。

- 被害者の住所、氏名、年令、性別、治療状況、入・通院先
- 対物事故(物損)の場合は、被害物件、損害の程度、事故発生の日時、場所、原因、状況

ご注意 賠償額や示談額については、事前に保険会社と相談の上、被害者とお話するようにしてください。

保険会社と相談せずに賠償金などをお支払いされた場合は、その一部あるいは全部について保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

補償金をお支払いする場合(おケガ等の補償)
災害補償制度(団体総合補償制度費用保険・行事参加者補償制度費用保険特約)

対象となる 損 害	すまいるスクール参加中に偶然発生した被補償者(注1)のケガまたは特定疾病(注2)「補償適用の原因(注3)」に対して、被保険者が「補償規程(注4)」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします。	
災害死亡 補償金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に被補償者が死亡した場合に、災害死亡補償金の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害補償金がある場合は、災害死亡補償金額からその金額を控除した残額をお支払いします。	
後遺障害 補償金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、ケガをした日からその日を含めて180日以内に被補償者に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合に、支払割合に応じて補償金をお支払いします。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。	
療養 補償金	入院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合に、入院1日につき補償金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
	手術補償	入院日額が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合に、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限りします。
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合に、通院1日につき補償金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日分を限度とします。

注1:「被保険者」である行事主催者が主催する行事(※)の参加者で参加者名簿に記載された者。この場合すまいるスクールに参加した児童。(※)あらかじめ約定した行事をいいます。

注2:特定疾病:次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病・熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症

注3:補償適用の原因: 被補償者が被った次のケガまたは特定疾病

①「被保険者」である行事主催者が主催する行事参加中のケガまたは特定疾病

②上記①の行事参加のための往復途上のケガまたは特定疾病(ただし、行事参加を目的として仕居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限りします。)

注4:補償規程:「被保険者」である行事主催者が「被補償者」である行事参加者に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの

補償金をお支払いする主な場合(賠償責任の補償)
賠償金補償制度(施設所有(管理)者賠償責任保険)

- 身体に対する事故の場合:被害者の治療費、入院費、休業補償費、逸失利益、慰謝料等
 - 財物に関する事故の場合:修理費(修理ができない場合、または修理費が時価額を超える場合は、時価額を限度とします)、店舗を壊したような場合は休業補償費などの間接損害もお支払いします。
 - ① 損害賠償金の額については、社会的に妥当性のある額をお支払いします。
 - ② 損害賠償額の決定については、事前に弊社の承認を得ていただくことが必要です。
- 例) 10,000円の眼鏡(修理費7,000円、時価額6,000円)を壊した。⇒お支払いする保険金は時価額の6,000円を限度とします。
- この「すまいるスクール補償制度」では、上記主契約での補償に加えて、以下のような特約での補償を付帯しています。
- ①初期対応費用補償特約…社会通念上妥当と思われる以下の費用を補償します。*支払限度額1,000万円
 - ア) 事故現場の保存、状況の調査・記録、原因調査、写真撮影等の費用
 - イ) 通信費
 - ウ) 事故が他人の身体の障害である場合、見舞金、見舞品購入費用等(1事故1被害者につき10万円限度)
 - ②訴訟対応費用補償特約…応訴に必要となる次の費用を補償します。*支払限度額1,000万円
 - ア) 被害者からの訴訟対応に当たるための交通費、臨時費用等
 - イ) 事故原因の調査費用
 - ウ) 相手方当事者または裁判所に提出するための文書作成費用 等
 - ③人格権侵害補償特約…日本国内において保険期間中に行った以下の不当な行為により、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害した場合の法律上の賠償責任を補償します。*支払限度額1,000万円
 - ア) 不当な身体の拘束による自由の侵害、または名誉棄損
 - イ) 口頭、文書、図画等の名誉棄損、プライバシーの侵害
- 例) ボールペンが紛失したことについて、A君がみんなの前で疑われた。
- ④被保険者間交差責任補償特約(A)…主契約で免責となる被保険者間(児童や児童、児童やスタッフ)での事故を補償します。
 - ⑤児童生徒賠償責任追加補償特約…被保険者が事業期間中に行った事業中個人行為により、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の賠償責任を補償します。
 - ⑥管理財物補償特約(施設用)…学校等の施設(窓ガラス等)を破損させたときなどに補償します。

補 償 金 を お 支 払 い で き な い 主 な 場 合

お ケ ガ 等 の 補 償	賠 償 責 任 の 補 償
・ 児童の故意・重過失 ・ 児童の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ・ 児童の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ・ 戦争・暴動など ・ すまいるスクールに登録した日、または本補償規程の発効日のいずれか遅い日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く) ・ 成長痛 等	・ 児童の故意(施設が代理監督責任を負う場合を除く) ・ 戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議に起因する事故 ・ 地震、噴火、津波等の天災 ・ 児童やその保護者と他人との間に特別な約定があつて加重された賠償責任 ・ 児童が使用または管理する財物の損壊についてその財物に関し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・ 児童と同居する親族に対する賠償責任 ・ 同じスポーツに参加している参加者相互間の賠償事故 等

(お問合せ先)
 本補償制度事務代行会社・取扱代理店
 有限会社プラネット三友 担当:西尾
 TEL 044-852-2269 FAX 044-855-6819
 Mail nishio-t@pranet-sanyu.com

引受保険会社
 Chubb損害保険株式会社 東京支店
 〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号
 ガーデンシティ品川御殿山
 TEL 03-6364-7070 (代) www.chubb.com/jp